

民間建築物アスベスト確認調査助成

墨田区内の建築物の所有者の方に
アスベスト調査分析費用の半額を助成しています。

【助成金の内容】

建築物に施工されている吹付け材、断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「吹付け材等」という。）のアスベスト含有に関する分析調査費用（消費税及び地方消費税を除く。）の半額を助成します。

助成金の限度額は10万円です（助成金額は1000円未満を切り捨てます。）。

助成金の対象者は、以下のとおりです。

- ・ 区内に建築物を所有する中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等
- ・ 区内に建築物を所有する個人
- ・ 区内にある分譲マンションの場合は、その管理組合

【手続の方法及び流れ】

- ・ 調査を始める前に申請手続を行ってください。調査後に申請されても助成対象になりません。
- ・ 申請内容によって、以下に記載のない書類をご提出いただく場合があります。
- ・ 書類が用意できない場合、助成できませんのでご注意ください。

1 交付申請

次の書類を提出してください。

《共通書類》

- (1) 民間建築物アスベスト確認調査助成金交付申請書（様式あり）
- (2) 建築物の案内図（周辺の地図）
- (3) 建築物の平面図
- (4) 建築物に吹き付け材等があることを確認することができる図書又は写真（吹付け材等のある場所がわかるもの）
- (5) アスベスト確認調査の見積書の写し（宛先が申請者名と同じもの）
 - ※ 令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体等工事について、必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者）による事前調査の実施が義務付けられました。
- (6) 建築物の所有を証する書類（建物の登記事項証明書等）

※ 所有者が複数の場合は、申請者を除く全員の委任状が必要です。

《助成対象者ごとに必要な書類》

① 個人

前年度の住民税を滞納していないことを証する書類

- ・ 納税証明書又は非課税証明書（特別区民税・都民税）等
- ・ 同意書（様式あり）

} いずれか一部

前々年度1月1日時点で墨田区に住民票がある方は、「同意書」をご提出いただくことで、課税・納税状況を環境保全課で調べることができます。

委任状（様式あり、建物所有者が2人以上の場合のみ必要）

建物の所有者（所有予定者）が複数名いる場合は、1名が代表して申請者になりますが、他の建物所有者（所有予定者）から申請者へ助成金手続きを委任する意思を示す「委任状」が必要です。

② 法人

前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類

- ・ 納税証明書（法人住民税）等

③ 分譲マンションの管理組合

申請者が管理組合の理事長であることが分かる書類（理事長選任の議事録等）

管理組合の管理規約が確認できる書類（表紙・共用部分の定義と範囲が分かる部分・物件名・所在地・建物概要）

助成金の申請について管理組合が承認したことが分かる書類（議事録等）

2 交付決定

「1 交付申請」で提出いただいた書類の内容を審査し、交付が決定しましたら、「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付決定通知書」を送付します。

3 調査実施

「2 交付決定」の内容に沿ったアスベスト確認調査を行ってください。

4 調査完了届

次の書類を提出してください。

- (1) 民間建築物アスベスト確認調査完了届（様式あり）
- (2) アスベスト確認調査結果報告書の写し
- (3) アスベスト確認調査に要した費用の領収書又は支払を完了したことを証する書類の写し

5 交付額決定

「4 調査完了届」で提出いただいた書類の内容を審査し、交付額が決定しましたら、「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付額決定通知書」を送付します。

6 交付請求

民間建築物アスベスト確認調査助成金交付請求書兼口座振替依頼書（様式あり）を提出してください。

【注意事項】

- ・ 不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金を返還していただきます。
- ・ 予算の範囲内で、申請順に受け付けます。
- ・ 吹付け材等にアスベストが含まれていた場合は、適切なアスベスト飛散防止対策をしてください。

【担当・問合せ先】

墨田区資源環境部環境保全課指導調査担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
電話：03-5608-6210
✉：KANKYOU@city.sumida.lg.jp